

第五号 議 案

一 町立実科高等女学校設立ノ件

明治三十七年小学校補習科ヲ附設シ、高等科卒業後ノ女子ニ対シ女子トシテ必要ナル教育ヲ施シ来レリト雖モ、時勢ノ進運ニ伴ヒ漸ク教科内容ノ改良ト向上トヲ必要トスルニ至リ、然レドモ設備等ノ関係ヨリ今俄ニ之レガ完成ヲ望ム可カラズ、依テ大正五年度ニ於テハ先ツ補習科ヲ廃シテ更ニ小学校ニ実科高等女学校ヲ附設シ、修業程度ニケ年トシ専属教師一人ヲ置キ他ハ小学校ヨリ教師ヲ兼任セシメ教授上ノ遺憾ナカラシメ、以テ玆ニ本町女子教育ニ一転機ヲ画セントス

右提案ス

大正五年三月廿六日

谷村町長 小池利八

〔朱書〕
「原案可決」印

（大正五年度「会議録」）
（都留市蔵 旧谷村町役場文書一一〇）

都留市史

資料編 近現代

町立谷村実科高等女学校規則
第一章 総 則
第一条 本校ハ、女子ニ家庭ノ主婦トシテ必要ナル學術技芸ヲ授ケ、且其淑徳ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第二条 本校ハ、町立谷村実科高等女学校ト称シ、谷村小学校ニ附設ス
第三条 生徒定員ヲ百名トス
第二章 学年 学期 休業日

第四条 学年・学期・休業日等ハ、総テ小学校ノ例ニ準ズ

第三章 学科 課程 教授時数

第五条 本校教科目ヲ、修身・国語・数学・家事・工業・裁縫・図画・体操・唱歌ノ九科目トス

第六条 毎週教授時数ヲ三十六時以内トス

第七条 学科課程及教授時数ノ配当左ノ如シ

学年	壹 学 年		貳 学 年	
	時数 要旨	時数 要 旨	時数 要 旨	時数 要 旨
学科	二	人倫道德ノ要旨及作法	二	一学年ニ同ジ
修身	五	講読 文法 作文 習字	五	同上
国語	二	算術 珠算	二	同上
数学	三	衣食住 割烹 生理衛生	三	養老 看護 育児 経済 割烹
家事	三	染色 機械ノ大要 手芸	三	一学年ニ同ジ
工業	一六	衣服ノ裁方 縫方 補綴及洗濯	一六	同上及西洋服類
裁縫	二	自在画及図案	二	一学年ニ同ジ
図画	一	単音唱歌及楽典	一	同上
唱歌	二	普通体操	二	同上
体操	三六		三六	
計				

第四章 成績考查

第八条 学期末毎ニ平素ノ成績ヲ通約シテ一学期ノ成績ヲ評シ、学年ノ終ニ於テ、三学期ノ成績ヲ通約シテ一学年ノ成績トス

第九条 二個年ノ教科ヲ卒ハリタリト認メタルトキハ、第一号書式ノ証書ヲ授与ス

第五章 入学及退学

第十条 入学期ハ毎学年ノ始メトス

第十一条 本校入学者ノ資格左ノ如シ

高等小学校ニケ年ノ教科ヲ卒業セシモノ、又ハ之レト同等以上ノ学力技能アルモノ

第十二条 入学セントスルモノハ、第二号書式ノ入学願書ニ卒業セシ学校長ノ証明書ヲ添ヘ、三月二十五日限り差出スベシ、但本校卒業者ニ限り証明書ノ添附ヲ要セズ

第十三条 入学ノ許可ヲ受ケタルモノハ、第三号ノ在学証書ヲ差出スベシ

第十四条 疾病又ハ事故ニヨリテ半途退学セントスル者ハ、其事由ヲ具シ、本人及保証人（本町在籍者ハ父兄）連署ノ上出願スベシ

第六章 賞罰

第十五条 操行・学力優等ニシテ、他生ノ模範ト為スニ足ルモノハ褒状ヲ授ケ

第十六条 生徒タルノ本分ニ悖リタル行為アリ、又ハ品行不良ニシテ改悛ノ見込ナキモノハ、其軽重ニヨリテ、戒飾・停学又ハ放校

出欠席常ナキモノ、亦前項ニ準ズ

第十七条 授業料ハ左ノ区分ニヨリ、毎月十日限、町役場ヘ納付セシム

本町生徒 一ヶ月金壹円
他町村生徒 一ヶ月金壹円五十錢

学校ノ休業日全月ニ渉ルトキハ、当月ノ授業料ヲ徴収セズ

授業料ハ出席日数ニヨリテ日割トスルコトナシ

病氣ニアラズシテ欠席全月ニ渉リ、又ハ退学出願ヲ怠リタル場合

ニモ、在籍中ハ授業料ヲ免除セズ

第二号書式

卒業証書	校印	族籍	氏名	本校ノ教科ヲ卒業セリ仍テ此証書ヲ授与ス	年月日	学校長位勲氏 名印	第 号
入学願	本籍族籍何々某何女	氏名	年月日生	右ハ御校へ入学セシメ度(別紙証明書相添へ)此段願上候也	年月日	右氏 名印 右父兄氏 名印	学校長宛

印
紙

私義、今般御校へ入学御許可相成候ニ付キテハ、在学中、諸規則・御命令等堅ク相守リ候ハ勿論、中途素リニ退学又ハ欠席致ス間敷候、仍テ証書如件

原籍・族籍 何某何女

年 号 月 日 氏 名 印

年 月 日生

右、在学中一切ノ事件ハ、責任ヲ負ヒ可申保証仍テ如件

年号 月 日 谷村町何番地

人ト本人ノ統柄ヲ記ス	本町在籍ノ生徒ナルトキハ保証
------------	----------------

保証人氏名印

(保証人ハスベテ本町在籍者タルヲ要ス)

学校長 宛

(大正四・五年「議事」)

（都留市蔵） 旧谷村町役場文書一〇八

【解説】 町立の谷村実科女学校が設立されている。当初は実科高等女学校をつくるつもりで、町会の議決を得てスタートしたが、大正五年度は設備などの都合で取り敢えず実科女学校として発足している。史料は、その議決と女学校規則を収録することにした。

大正六年（一九一七）一月

一、実科高等女学校設置ノ件

- | | | |
|-----------|---|---------------------------|
| 一名 | 称 | 町立谷村実科高等女学校 |
| 一位 | 置 | 谷村町立 ^{尋常} 小学校内併設 |
| 一修業年限 | | 四箇年 |
| 一開校予定 | | 大正六年四月一日 |
| 一經費及維持ノ方法 | | |

經費ハ毎年度谷村町予算ニ依リ町費ヲ以テ支弁

維持

毎年度授業料及町費ヲ以テ維持ス

理由

実科高等女学校ハ大正五年度ニ於テ設立予定ノ処、設備其他手続上其當時学年末ニ際シタルヲ以テ遂行スルコト不可能ノタメ、一時実科女学校ヲ設置セルモ本校ハ大正五年度限り廃止シ、更ニ大正六年度ニ於テ実科高等女学校ヲ前記ニ依リ設置、以テ予定女子教育ノ完成ヲ期セントス

右提案ス

大正六年一月八日

谷村町長 小林喜作印

「即日原案議定」^(朱書)印

(大正五年度「會議錄」)

大正六年（一九一七）四月

谷村女学校状況

【解説】 谷村町立の実科高等女学校を設置しようとした町会の議案である。のち大正一五年に町立谷村高等女学校に昇格している。

(都留市蔵 旧谷村町役場文書二一〇)

【解説】 谷村町立の実科高等女学校の設立を伝える山梨日日新聞である。女学校とはいえ、養蚕、染色、機械などの実業科を課しているのが特色であろう。